

後期高齢者医療保険の被保険者証などの 変更と保険料についてお知らせします

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証や限
度額適用・標準負担額減額認定証は、8月1日
(水)から新しくなります。町から新しい被保
険者証や認定証を簡易書留で郵送します。
また、7月から平成24年度の後期高齢者医療
保険料を徴収します。

■被保険者証を交換します

現在お持ちの後期高齢者医療
被保険者証(水色)の有効期限
は、7月31日(火)となってい
ます。

8月1日(水)から使用でき
る新しい被保険者証(黄色)を、
今月中に簡易書留にて郵送しま
す(受領印が必要です)。

なお、8月1日(水)以降、
現在お持ちの被保険者証(水色)
は確実に処分していただくか、
町住民生活課までお返しくださ
い。

■限度額適用・標準負担額 減額認定証を交換します

現在の限度額適用・標準負担
額減額認定証(水色)は7月31
日(火)で期限が切れます。認
定証をお持ちで、8月1日(水)
以降も引き続き該当する人には、
被保険者証と一緒に、新しい認
定証(黄色)を郵送します。

なお、認定証は、被保険者の
属する世帯の全員が住民税非課
税の場合に交付されます。

該当する人で、認定証をお持
ちでない人は、町住民生活課ま
でお問い合わせください。

■平成24年度の保険料額が 決定します

今月中旬に、平成24年度後期
高齢者医療保険料額決定通知書
を送付します。

保険料額は、均等割額(47、
900円)と所得割額(基礎控
除後の所得の額の9・26パーセ
ント)を合計した金額で、年額
55万円が上限額です。

なお、所得の低い人につきま
しては、平成23年度に引き続き

保険料が軽減されます。

また、後期高齢者医療保険の
資格を得た日の前日に、被用者
保険(協会けんぽ・健保組合・
共済組合など)加入者に扶養さ
れていた人につきましては、当
分の間は均等割額が9割軽減さ
れ、所得割額は掛かりません。

■7月から保険料の徴収が 始まります

後期高齢者医療保険料は、年
金からの差し引き、納付書での
支払い、口座振替により納め
いただくこととなりますが、年
金からの差し引きや納付書での
支払いをされている人につきま
しても、手続きにより口座振替
による支払いに切り替えること

ができます。

ただし、確実な納付が見込め
ない人につきましては、口座振
替に変更できない場合があります。

■後期高齢者医療保険料 納付書が変わりました

後期高齢者医療保険料納付書
の様式を変更しましたので、お
間違えのないようお願いし
ます。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096-234-1113

(内線107)

✉k1g204@town.kosa.lg.jp



▶新しい後期高齢者医療被保険者証の有
効期限は平成25年7月31日です